

令和 8 年第 2 回（6 月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第 4 9 号	執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	6 月 2 日
議案第 5 4 号	宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (賛成多数)	6 月 2 2 日
議案第 5 5 号	宝塚市立地域児童育成会条例の一部を改正する条例の制定について	修正可決 (賛成多数)	
議案第 5 7 号	和解することについて	可決 (全員一致)	6 月 2 日
議案第 5 8 号	損害賠償の額の決定について	可決 (全員一致)	
請願第 1 9 号	豊かな教育を実現するための義務教育費国庫負担制度の堅持をもとめる請願	採択 (全員一致)	
請願第 2 0 号	誰一人取り残さない不登校児童生徒の学校以外の学びの機会確保に向けた、家庭への支援の検討を求める請願	採択 (全員一致)	

審査の状況

① 令和8年 5月28日 (議案審査)

・出席委員	◎三宅 浩二	○森賀 宣代	池田 光隆	泉 友紀
	川口 じゅん	北野 聡子	桑原 健三郎	みとみ 智恵子

② 令和8年 6月 2日 (議案審査)

・出席委員	◎三宅 浩二	○森賀 宣代	池田 光隆	泉 友紀
	川口 じゅん	北野 聡子	桑原 健三郎	みとみ 智恵子

③ 令和8年 6月22日 (議案審査)

・出席委員	◎三宅 浩二	○森賀 宣代	池田 光隆	泉 友紀
	川口 じゅん	北野 聡子	桑原 健三郎	
・欠席委員	みとみ智恵子			

④ 令和8年 6月23日 (委員会報告書協議)

・出席委員	◎三宅 浩二	○森賀 宣代	池田 光隆	泉 友紀
	川口 じゅん	北野 聡子	桑原 健三郎	
・欠席委員	みとみ智恵子			

(◎は委員長、○は副委員長)

令和 8 年第 2 回（6 月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名		
議案第 4 9 号 執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
議案の概要		
少子化の進行や教育ニーズの多様化が進む中で、就学前から義務教育まで一貫した視点で教育環境を総合的に審議するため、幼稚園教育審議会を廃止してその機能を教育環境審議会に統合するとともに、同審議会の担当事務及び委員構成の見直しを行うため、条例の一部を改正しようとするもの。		
論 点 なし		
<質疑の概要>		
問 1 宝塚市教育環境審議会の構成において、改正後の知識経験者 4 人以内の内訳は。 答 1 改正前は、もともと教育環境審議会の知識経験者が 3 人以内となっていた。今回、幼稚園教育審議会を統合することから、幼児教育に長けた知識経験者を 1 名追加して委任しようと考えている。 問 2 市立幼稚園と学校施設のほとんどが隣接している状況であるが、今回の審議会の統合は、将来的な幼稚園、学校施設の複合化や再編を見据えたものか。 答 2 少子化が進行する中で学校の再編は急務であると考えている。学校施設も本市の重要な公共施設の一部であるため、学校に公共施設としての機能を取り入れるなど地域の核として再編できれば、地域活性化の拠点にもなる。 今後、子どもたちを中心にした地域振興につなげることや、公共施設を一元的に管理する視点も含めた幼小連携について検討していきたい。		
委員間討議 なし		
討 論 なし		
審 査 結 果 可決（全員一致）		

令和 8 年第 2 回（6 月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第 5 4 号 宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

乳幼児等医療費助成事業において、通院助成の対象を高校生世代まで拡大するとともに、低所得者を除く、1 歳から小学校 3 年生までは通院 1 回につき 200 円、小学校 4 年生から高校 3 年生までは通院 1 回につき 400 円を限度として、1 医療機関等につき月 2 回まで自己負担を求めるよう制度の見直しを行うほか、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。

論 点 1 本市のこども医療の現状について

＜質疑の概要＞

問 1 過剰受診の実態において、仮に抗生物質の処方に課題があるのであれば、受診者側ではなく、医療提供側に課題があると考えるかどうか。

答 1 対話ひろばでも市民から同様の指摘があった。東京大学の研究では、一定の自己負担を設けることで不要な抗生物質投与の抑制効果が見られたとされている。そのため、医療提供側への適正使用の啓発と医療費助成制度見直しの両輪で進めていく必要があると考えている。

問 2 院外処方の場合、医療機関での自己負担に加え、薬局でも自己負担が発生するのか。

答 2 院外処方の場合は、医療機関と薬局のそれぞれで 200 円または 400 円の自己負担が発生する。

問 3 こども医療費の増大や保険料負担の増加を抑制する必要性については理解するが、本来は国や県レベルで取り組むべき課題であり、市単独で市民負担を増やす形で対応することには構造的な限界があるのではないか。

答 3 国や県が制度設計を行うべき部分があることは認識している。一方で、市の医療費助成における無償化は市が自主財源で実施している制度であり、その持続可能性を確保する必要がある。受診控えが生じないよう十分配慮しながら、医療現場の負担軽減や保険料負担の抑制も図るため、今回の制度見直しを提案している。

問 4 低所得世帯や生活保護受給世帯よりも一般世帯の方が受診回数が多い状況で、一定の所得がある家庭にとっては自己負担額 200 円または 400 円の金額設定では受診回数を減らす効果はあまりないのではないか。

答 4 過剰受診の有無を証明することは難しく、老人医療費有償化の際にも同様の議論があった。有償化により受診抑制が見られたものの、当初の自己負担額では十分な効果が認められず、その後段階的に自己負担の見直しが進められてきた経緯がある。

問 5 特に 1 歳から 3 歳の子どもは、症状の意思表示ができない中での受診となると考えており、今回のこども医療費の有償化において老人医療費の有償化と比較することに疑問を感じるがどうか。

答 5 子どもが自分で症状を示すことができないことは認識している。一方で、こども医療と老人医療は制度の仕組みは共通しており、過剰受診の抑制や制度改正による効果については、老人医療費の有償化を参考にできると考えている。

論 点 2 自己負担の導入について

<質疑の概要>

問 1 市が過剰受診の抑制の根拠としている東京大学の論文では、少額の自己負担によって比較的健康な子どもの頻回受診は減少したとされている。自己負担の導入によって、必要な受診まで控えられ、重症化につながるリスクについて、市はどのように考えているのか。

答 1 受診控えによって重症化につながるのではないかという議論があることは認識している。そのため、安心して医療を受けられる程度の自己負担となるよう、市民や議員からの意見を総合的に勘案し、200 円及び 400 円という負担額を設定しており、重症化に至るような受診控えが起きることは想定していない。

問 2 1 歳から小学 3 年生まで、小学 4 年生から中学 3 年生までという年齢区分については県に倣っているとのことだが、無償化の対象を広げるために別の年齢区分とするための現行システムの改修は可能なのか。

答 2 年齢区分については様々検討し、システム開発事業者とも協議を行った。その中で、県基準の区分以外での対応は困難との回答を受けている状況である。

問 3 市民から見るとこれまで無料だったこども医療費に新たな負担が生じるという印象が強く、市民に対して小児医療の充実、予防、相談体制などがどのように良くなるのかという説明が不足しているのではないか。

答 3 もともと無料であったものに負担が生じることについて、200 円及び 400 円の案であっても、市民に十分理解されているとは考えていない。実施段階においては、改めて丁寧に説明していく必要があると考えている。

問 4 神戸市と同様に 2 歳児までを無料とする考え方について、市の見解は。

答 4 現行案では効果額を約 4,700 万円と試算しているが、高校生まで助成対象を拡充した上で 1 歳及び 2 歳を無料とした場合は、効果額が 1,000 万円から 2,000 万円程度減少し、場合によっては効果額がなくなり、逆にマイナスとなる可能性がある。その場合、神戸市と同様に 3 歳以降を 400 円とするなど、0 円から 400 円へ大きく上がる制度設計にせざるを得なくなると考えている。

問 5 当初の 0 歳から高校 3 年生まで 600 円という案から見直された結果、削減効果額は約 4,700 万円にとどまり、システム改修費やオンライン相談サービスの経費を考慮すると削減効果はほとんどないに等しい。市民には子育て世代への負担増という印象を与えるにもかかわらず、わずかな削減効果のために、制度改正を進める合理的な理由は何か。

答 5 システム改修費は初年度のみであり、オンライン相談サービスには国庫補助の活用も考えられる。効果額のうち 3,000 万円程度は残ると見込んでいる。また、必要とまでは言えない医療の抑制効果もあり、削減効果だけでなく、医療資源の適正利用、医療環境の改善、保険料負担の抑制、将来負担の軽減といった政策的効果もあると考えている。

論 点 3 本市の掲げている「子育てしやすいまち」について

<質疑の概要>

問 1 多くの自治体でこども医療費の無償化が進む中、本市が自己負担を導入することについて、「子育てしやすいまち」を掲げる市の方向性との整合性についての考えは。

答 1 自己負担の導入については子育て支援の後退と受け止められる可能性があるものの、医療費や保険料負担の増大抑制、医療制度の持続性確保、将来世代の負担軽減を図るとともに、高校生世代まで助成対象を拡充し、オンライン相談サービスの導入など小児医療の質の向上につなげることで、子育て支援の充実を図るものである。

問 2 アンケートにおいて、高校生の通院の医療費助成拡充についてどのような意見が寄せられたのか。

答 2 高校生まで拡充する必要があるという意見もあったが、高校生世代は学費や交際費などにより家計負担が増える時期であり、医療費助成の拡充は子育て世帯にとって大きな支援になるとの意見があった。また、これまで高校生世代が助成対象となっていなかったことへの不満や、今回の拡充に賛成する意見もあった。

問 3 今回の制度改正により、子育てに冷たいまちという印象が広がれば、定住促進や移住促進にも影響するのではないか。

答 3 県の調査では、移住先を選ぶ際には住宅価格や通勤の利便性などが重視されており、子育て支援のみで居住地が決定されているものではないと認識している。一方で、本市が子育てや教育を応援するまちであることを理解してもらうため、今後も丁寧な周知に努める必要があると考えている。また、子育て支援については他部署も含めて様々な施策や事業を通じて拡充できる部分はしていきたいと考えている。

問 4 今回の制度改正では約 3 万 2,500 人が制度変更の対象となるが、寄せられた意見は 736 件である。この件数をどのように認識しているか。

答 4 対話ひろばや意見フォームには、通常の案件と比較して非常に多くの意見が寄せられた。また、意見提出には至らなくても、ホームページや SNS 等を通じて内容を確認した市民も多くいたと考えている。

問 5 本市の小児医療の充実について市民にどのように説明し、イメージアップにつなげていくのか。

答 5 小児医療や子どもの健康づくりについて、全体として質を高めていく必要があると考えている。オンライン相談サービスについては、子育て中の小児科医などが社会に貢献できる仕組みとしても現代的なサービスである。また、市立病院では小児科医の増員を進めており、思春期を含む女性医療や小児入院医療の充実にもつなげていきたいと考えている。発達や不登校など、医療と教育の間にある課題も含め、全体的に拡充を図るとともに、市民に分かりやすく伝える広報にも力を入れていきたい。

問 6 今回の医療費助成制度の見直しに当たり、幼少期から高校生までの子どもに対してどのような予防医療を進めていこうとしているのか。

答 6 予防医療には複数の側面がある。健診を通じて運動や栄養に関する意識を高めること、子どもが運動しやすい環境や食生活を整えることが重要である。また、小児医療において相談しやすい環境だけでなく、子どもは成長に応じて課題が変化するため、年齢に応じた相談体制を整えることが予防にもつながると考えている。

＜論点外の質疑の概要＞

問 1 制度改正の目的や考え方について、今後どのように市民へ周知していくのか。

答 1 対象者への個別通知や広報誌を通じて制度改正の趣旨や内容について分かりやすく説明し、市民全体への周知を図る予定である。また、コールセンターを設置して市民からの問い合わせに対応し、丁寧に趣旨を伝えていく。

問 2 既存の相談事業が多数ある中で、オンライン相談サービスは、既存事業では対応できていないどのような部分を補完するものなのか。

答 2 オンライン相談サービスは、小児科医が直接相談に応じて無料で相談ができる。言葉では伝えにくい症状についても、写真や動画を用いて相談することができ、24 時間 365 日利用できることから、既存の相談とは少し違う形で補完し、より確実に丁寧に保護者に寄り添った相談ができることが特徴だと考えている。

問 3 オンライン相談サービスについて、今後導入自治体が増加した場合でも、現在と同じサービスが担保されるか検証しているのか。

答 3 現在は導入に向けた検討段階であり、無料トライアル等を通じて検証を行っていく予定である。事業者からは小児科医約 140 人が登録していると聞いており、急に相談ができなくなる状況にはなりにくいと考えている。今後、様々な相談支援策が出てくる可能性もあるため、本サービスが導入できた後も、引き続き新たなものも含めて検討していきたい。

問 4 厳しい財政状況を制度見直しの理由としているが、財政見通しでは改善傾向も見られる。市民に負担増を求めるに当たり、財政状況の悪化について十分な情報提供が行われていない中で、いまこのタイミングで制度見直しが必要なのか。

答 4 令和 8 年 3 月公表の財政見通しでは、今後 10 年間の収支累計においてリスク中位ケースで約 22.9 億円の赤字、高位ケースで約 62.7 億円の赤字を見込んでいる。また、物価高騰など様々なリスク要因があり、財政状況が改善したとは認識していないため、今後も経常収支比率を押し上げる要因となっている扶助費を含めた構造的な見直しをしていく必要がある。

問 5 継続審査となった後に、市民から何か意見は寄せられたか。

答 5 制度改正に反対する意見は引き続き寄せられている。一方で、高校生世代まで助成対象を拡充することについては、非常にありがたいといった声も複数寄せられている。

問 6 県基準外の独自年齢区分を設定し、新たにシステムを導入した場合のランニングコストが現行の約 10 倍となる見込みであるが、どのように認識しているのか。

答 6 複数の自治体で使用しているパッケージと異なり、本市 1 市のために保守や改修対応を行う必要があるため、仕方がないことだと考えている。また、情報システム業界全体として費用が上昇傾向にあり、こうした状況もコスト増加の要因であると認識している。

委員間討議

委員A 説明の仕方に課題があると考えており、財政状況や年齢区分に関する説明については、これまでの審査で示された内容であり、新たな情報はなかった。また、これまでの審査で十分に議論は尽くされた印象があり、何か意見が変わるような状況でもない。

討 論

(反対討論)

討論1 所得制限撤廃後まだ2年程度しか経過していない中で制度変更を判断するには時期尚早であるとする。当初の600円案に対しては多くの反対意見が寄せられたが、200円及び400円へ見直した案について、市民の反応や理解が十分に把握されているとは言えない。施行まで時間がある中で、制度改正の必要性について更なる説明や対話を行い、市民の理解を得た上で判断すべきであると考え、本議案に反対する。

討論2 行財政改革の流れ自体には反対していない。市民の意見を受けて、当初の600円の案から200円及び400円に自己負担額が見直された結果、効果額は大きく減少しているが、当初の案をしっかりと市民に説明して理解を求め、その効果額を市民にとって有意義な価値のある施策に転換する案とセットで示すことこそが行財政改革だと考える。本市の目指す行財政改革は単なる市民の負担増ではなく、新たな価値の創出とセットで進めるべきものであり、本議案に反対する。

(賛成討論)

討論3 自己負担の導入については、子育て世帯への影響を慎重に考える必要があるものの、少子高齢化が進み、社会保障関係費の増加が見込まれる中、制度を将来にわたり持続可能なものとしていく視点も必要であるとする。本議案は、高校生世代まで助成対象を拡充する内容を含んでおり、子育て支援の充実につながるものとして一定評価できる。今後、市民への丁寧な説明を求めた上で、本議案に賛成する。

討論4 将来にわたり子育て支援を継続していくためには、持続可能な行財政改革が必要であるとする。また、市民の意見を踏まえて当初の600円案から見直しが行われたこと、高校生世代まで助成対象が拡充されること、小児科医等による24時間オンライン相談サービスの導入が検討されていることは評価できる。今後も将来世代への負担の先送りをすることなく、市民に対して丁寧な説明を行うとともに、市民も含めてみんなで考えていける機会を作ってもらいたいということも要望した上で、本議案に賛成する。

審 査 結 果	可決（賛成多数 賛成 4 人（可否同数のため委員長裁決）、反対 3 人）

令和 8 年第 2 回（6 月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第 55 号 宝塚市立地域児童育成会条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

待機児童対策を含む地域児童育成会の持続可能で安定的な運営を目指し、育成料の引き上げを行うとともに、多子世帯や低所得者世帯に対する減免制度の拡充を図るため、条例の一部を改正しようとするもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

問 1 公設公営と民設民営の放課後児童クラブの児童 1 人当たりの事業費に 6 万 4,623 円の差があるが、原因は何か。

答 1 公設公営は事業費の 9 割以上が人件費である。民設民営は人件費と消耗品費が主であり、内訳については把握できていないが、人件費の差だと考えている。

問 2 公設公営と民設民営の事業費の差額について、市はどのように考えているか。

答 2 公設公営、民設民営どちらも子どもたちが放課後に安心して過ごしてほしいという思いに変わりはない。人件費の関係で公私間の差が生じているが、これは特別支援児の対応を公設公営で行っているため、加配職員など必要な支援員の数が増加傾向となっていることによる。保育の質を担保しながら、支援児も含めて放課後に安心して過ごせるよう、公設公営で行わなければならない部分があると考えている。

問 3 育成料の収入が約 5,500 万円増える一方で、減免制度拡充にかかる費用は約 2 千万円である。市民負担が大きい制度改正と考えるが、市の認識は。

答 3 低中所得世帯への影響を少しでも軽減するため、減免制度の対象範囲を拡充した。11 月から入所案内を行う際に、ホームページや保護者説明会などで広く周知し、負担が大きくならないようにしていきたい。また、今後、待機児童対策の整備などに費用を活用したいと考えている。

問 4 育成料の値上げに関して、意見フォームや対話ひろばでどのような意見が出たのか。

答 4 224 人から意見を受け、そのうち 200 人から反対や要望、提案に関する意見があった。反対意見等の内訳としては、子育て世帯負担増への反対が 137 件、金額設定に対する意見が 57 件、待機児童や居場所の改善提案などが 39 件、他市と比較した内容が 19 件となっている。

問 5 利用者に対して利用料の増額を求めるのであれば、より効率的な運営への切り替えや、公設公営から公設民営にしていくことも検討する必要があるのではないかと。

答 5 システムを導入して公設公営の人件費を圧縮できないか検討し始めている。現状としては、丁寧な保育を必要とする子どもの増加により、支援員や補助員を補充している状況である。公設公営と民設民営の役割分担や待機児童対策などを総合的に考え、子どもたちの安心できる居場所を拡充するため、料金改定について保護者の理解をお願いしたいと考えている。

問 6 今回値上げする育成料の金額は市が算出したのか、それとも有識者の意見や審議会などの提言を受けてこの金額に至ったのか。

答 6 基本的には子ども未来部と経営改革担当を含めた市内部で、保護者負担の適正化という観点で議論を進めてきた。

問 7 平成 24 年から令和 8 年までの 14 年間、8 千円に据え置かれていた育成料を変更する理由は何か。

答 7 今まで内部で議論していたことが先送りとなってきたが、入所に対する保護者ニーズの高まりや待機児童対策といった喫緊の課題を解消する必要性を踏まえて、今回が見直しを行うタイミングではないかという結論に至った。

問 8 公設公営と民設民営で支援員の配置人数に差はあるか。

答 8 第 1 クラスは 2 人配置、第 2 クラスは 1 人配置となっている。また、特別支援児が 10 人以上いるクラスには 1 人の加配支援員をつけている。公設、民設どちらも同じ基準で配置している。

問 9 民設民営の児童 1 人当たりの事業費が近隣市よりも低額となっている理由は。

答 9 他市の事業費内訳は把握していないが、入所延べ児童数が近隣市よりも多いことから、児童 1 人当たりの年間事業費が抑えられていると考えている。

委員間討議

委員 A 今回の議案に対する大きな課題は待機児童対策であり、公設公営、民設民営どちらも人材確保が必要だと考える。また、老朽化した施設の改善も喫緊の課題である。本議案の中で、減免制度の対象範囲の拡充など評価する部分もあるが、見直しの際には激変緩和措置により段階を踏むことも必要だと考える。

<委員から修正案の提出（修正案の概要）>

激変緩和のため。

議案第 55 号宝塚市立地域児童育成会条例の一部を改正する条例の制定についての一部を次のように修正する。

第 8 条第 2 項の改正規定中「12,000 円」を「10,000 円」に改め、同項第 1 号の改正規定中「14,000 円」を「12,000 円」に改め、同項第 2 号の改正規定中「15,000 円」を「13,000 円」に改め、同項第 3 号の改正規定中「16,000 円」を「14,000 円」に改める。

別表第 2 の改正規定中「23 万 5,000 円」を「18 万 7,5000 円」に、「9 万円」を「6 万円」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

(検討)

3 市長は、育成料の改定について、本市の財政状況を勘案して、この条例の施行の日以後相当期間を経過した時点で検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

<修正案に対する質疑の概要>

問 1 修正案は育成料を減額し、減免の対象範囲を縮小しているが、その効果額は。

答 1 3,160 万円ほどとなる見込みである。

問 2 当初 5,500 万円と見込んでいた効果額が下がることで、取りやめる事業を考えているか。

答 2 見直しを行うことによって、保護者負担は増える見込みである。市の予算の範囲内で措置できる部分と新たな保護者負担の部分を合わせて、優先順位をつけながら事業を拡充していきたいと考えている。

討 論

(修正案に反対、原案に反対)

討論 1 公設公営、民設民営双方の質を維持向上し、安定的な運営を図るために、今の時代に合わせた育成料を設定することは必要だと考えるが、値上げ額については、まだ検討すべき点があると考ええる。また、現在の受益者が将来の受益者のための費用を一部負担する考えは適当でないと考える。他市の公設民営での運営事例を参考に、将来的な導入を検討するなど、市として今取り組むことと、将来的に検討する取組を整理した上での値上げの提案や、子育て世代に広く理解の得られる説明を求めて、この修正案及び原案には反対する。

討論 2 公設公営の費用が他市と比較して非常に高いことや、公設公営の支援員に欠員が生じている状況であっても民間を参入させていくような具体的な動きもな

い状況である。行財政改革を進めていく必要はあるが、行財政改革はまず市が自ら改革に取り組んだ上で市民負担を求めるべきであり、市側の具体的な努力が十分に示されないまま市民負担を増やすことは適切ではないと考えることから、原案に反対する。

(修正案に賛成、残る原案に賛成)

討論３ 放課後児童クラブは、子どもたちの安心できる居場所であるとともに、保護者の就労を支える重要な事業である。そのため、今回の見直しは待機児童対策や保育環境の充実を進め、持続可能で安定的な運営を図るために必要な施策であるとする。また、原案及び修正案ともに減免制度の拡充や第３子以降の利用料が無料となり子育て世帯への配慮も図られている。今後も保育の質の確保と待機児童対策に取り組むことを期待し、修正案及び残る原案に賛成する。

審 査 結 果

修正案 可決（賛成多数 賛成４人（可否同数のため委員長裁決）、反対３人）

修正部分を除く原案 可決（賛成多数 賛成４人（可否同数のため委員長裁決）、反対３人）

令和 8 年第 2 回（6 月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第 5 7 号 和解することについて	
議案の概要	
令和 5 年に発生した、市立中学校の体育の授業中における負傷事故に関し、神戸地方裁判所伊丹支部から和解案が示されたことを受け、裁判の補助参加人である市が、相手方に対して解決金 100 万円を支払う内容で和解しようとするもの。	
論 点 なし	
<質疑の概要>	
問 1 学校の安全面における配慮や指導で不足していたことは何か。 答 1 教職員は授業開始前に一定の安全に関する指導を行っていたものの、待機している生徒を移動式ネットで保護するなど、授業中のけがを防ぐための配慮が不足していたと考える。 問 2 中学生が原告と被告になった理由は何か。 答 2 不法行為の相手方を誰にするかは、あくまでも被害者の選択によるものである。今回、被害生徒の保護者が市ではなく、加害生徒を相手取り訴訟提起した理由については把握していない。	
委員間討議 なし	
討 論 なし	
審 査 結 果 可決（全員一致）	

令和 8 年第 2 回（6 月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名		
議案第 5 8 号 損害賠償の額の決定について		
議案の概要		
市立中学校の部活動中に発生した、隣接地にある温室のガラス破損事故について、市立学校の職員の過失を認め、その損害賠償の額を 78 万 6,500 円に決定しようとするもの。		
論 点 なし		
<質疑の概要>		
なし		
委員間討議 なし		
討 論 なし		
審 査 結 果 可決（全員一致）		

令和 8 年第 2 回（6 月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名

請願第 19 号 豊かな教育を実現するための義務教育費国庫負担制度の堅持をもとめる請願

<請願の趣旨>

厳しい財政状況の中、独自財源を活用して人的措置を実施する自治体も存在する一方で、自治体間で教育格差が生じることが深刻な問題となっています。義務教育費国庫負担制度については、2006 年に国庫負担率が 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられました。義務教育費国庫負担金が一般財源化されると、これまで義務教育の教職員給与費に充てることとされていた財源が、それぞれの自治体によりどのような経費に充ててもよい財源になり、義務教育教職員給与費のための財源として使用する保障が無くなってしまいます。国の施策として義務教育費国庫負担制度の財源を保障し、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するため義務教育費国庫負担金の堅持が不可欠です。

このような観点から、2027 年度政府予算編成において下記事項が実現されますよう、地方自治法第 99 条の規定にもとづき、国の関係機関への意見書提出を請願いたします。

<請願の項目>

教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で、義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

<質疑の概要>

問 1 毎年同じような請願が提出されているが、昨年と今年で趣旨を変更した理由は。

答 1 （紹介議員 A）請願の趣旨に変更はない。表現は少しずつ変わりつつも、全国どこに住んでいても同じ高い水準の義務教育を受けられるようにするという請願の趣旨は一貫している。

問 2 今回の請願は、義務教育費国庫負担制度に絞って簡潔にまとめられているが、昨年の議論を踏まえて簡潔にしたのか、それとも意図せずこのようになったのか。

答 2 （紹介議員 A）請願の願意に変わりはないが、昨年の議論で義務教育費国庫負担制度のことに絞るほうが理解しやすくなるという意見が出たことを踏まえて、今回は表現を簡潔に分かりやすくし、より願意が伝わるよう整理した。

問 3 義務教育費国庫負担制度が一般財源化された場合、本市の教育行政においてどのような影響が生じると考えるか。

答3 (市当局) 教職員の定数については法律の基準を下回ることはないと考える。 しかし、加配教員の人件費については、財政が厳しい自治体において影響が出るのではないかと考えている。 問4 現在、教育現場でどのような課題があるか。 答4 (紹介議員B) 国からの補助金が3分の1に減少し、県や市の財政状況も厳しい中、車椅子を使用している子どもが移動するためのエレベーターを容易に設置できないなど、教育に係る予算をなかなかつけられないことが課題であると考え 問5 宝塚市教育委員会として、義務教育費国庫負担制度の堅持についてどのような見解を持ち、行動しているか。 答5 (市当局) 本市としても、義務教育費国庫負担制度の堅持については推進していきたいと考えている。令和7年8月に、本市教育委員会が加入する全国都市教育長協議会より、令和8年度国の施策並びに予算についての要望書を国に対して提出した。	
委員間討議	なし
討 論	なし
審 査 結 果	採択（全員一致）

令和 8 年第 2 回（6 月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名

請願第 2 0 号 誰一人取り残さない不登校児童生徒の学校以外の学びの機会確保に向けた、家庭への支援の検討を求める請願

<請願の趣旨>

令和 6 年度、本市の不登校児童生徒数は、児童 205 人、生徒 336 人、合計 541 人にのぼりました。これは、児童全体の約 1.8%、生徒全体の約 6.5%にあたります。

本市では、これらの児童生徒を支援するため、教育支援センター「C o c o たからづか(小学部)」「P a l たからづか(中学部)」を設置しており、両施設の定員はそれぞれ約 20 人、約 40 人、合計約 60 人です。不登校児童生徒全体の約 11%にとどまります。各学校において別室登校の取組も進められていますが、通っていた学校への登校が負担となる子どもにとっては利用が難しいケースも少なくありません。

教育の機会は、全ての子どもに等しく保障されるべきものです。家庭の経済状況や、子どもの心身の状態、学校との関係性にかかわらず、子どもが学びを続けられる環境が整えられていることが大切であると考えます。特に、学校に通うことが困難な状況にある子どもたちに対しては、学校という場以外においても、学びの機会が確保されることが必要です。平成 28 年に施行された教育機会確保法においても、不登校児童生徒に対する多様で適切な学習機会の確保、民間団体との連携の重要性が示されています。

本市でも、民間のフリースクール等の学校以外の学びの場について、本市教育委員会は、令和 7 年 3 月に策定した「不登校児童・生徒を支援する民間施設に関するガイドライン」に基づき、今までに 29 の施設を出席扱いの対象として認定しています。これらの施設では、個別指導や体験学習など独自のプログラムを通じて、学校教育に代わる学びの機会が提供されています。

一方で、これらの民間施設の運営は、利用する家庭からの月謝等で賄われています。文部科学省の調査によると、民間フリースクールの授業料は月額平均約 3.3 万円、入学金は平均約 5.3 万円とされており、家庭にとって一定の経済的負担が生じています。兵庫県は、このような現状から、令和 7 年度より、フリースクール等に通う家庭への支援を行う市町村に対し、支給額の 2 分の 1(上限月額 1 万円)を補助する制度を開始しました。既に三田市、川西市等において、この制度を活用した支援が始まっています。

全ての子どもの学びの機会が家庭の経済状況にかかわらず保障されるよう、誰一人取り残さない教育の実現に向け、以下の項目を請願します。

<請願の項目>

不登校児童生徒の学校以外の学びの機会の確保に向け、フリースクール等利用家庭への支援の在り方について、実態把握を含めた検討を進めること。

＜質疑の概要＞

問１ フリースクール等に通う家庭への支援を行う市町村に対して、県が支給額の 2 分の 1 を補助する制度があるが、本市が当該制度を活用していない理由は何か。

答１ （市当局）本市では、まず不登校児童生徒の居場所づくりや不登校のサポートルームの充実に取り組んできた。県の補助制度については、活用に向けた実態把握が十分ではないため、今後検討していく。

問２ フリースクールの実態をどの程度把握しているのか。

答２ （市当局）フリースクールに通う児童生徒の出席扱いの判断に当たり、校長及び教育委員会の職員が施設を訪問し、面談を実施しているため、各フリースクールの状況は把握している。一方で、補助制度の対象基準等に関する調査は行っていない。

問３ 請願者の各団体を通じて実施したアンケートでは P a l たからづかや C o C o たからづかを知らなかったという声があったとのことだが、市はどのような周知を行ってきたのか。

答３ （市当局）各小・中学校で入室に関する案内を行うとともに、ホームページにも掲載している。今後は施設名や場所だけでなく、どのような支援を行う場所なのかについても周知していきたい。

問４ 本請願の趣旨は、経済的な支援の実施を前提とするものではなく、まず実態把握を行い、課題を共有した上で今後につなげていきたいということか。

答４ （紹介議員 A）不登校児童生徒やその家庭の状況、抱えている課題などを把握し、まずは現状を知ってもらいたいと考えている。また、保護者や子どもたちがどのような状況にあるのか調べてほしいと考えている。

問５ 学校と家庭との連携に関する課題をどのように捉えているのか。

答５ （紹介議員 A）学校から様々な情報提供はあるが、不登校が長期化すると保護者が学校に対して負い目を感じ、要望や意見を言いづらくなっている方が非常に多くなっている。そのため、学校側から実態を把握してもらいたいと考えている。

問６ 学校は不登校児童生徒に対応できる体制が取れているのか。

答６ （市当局）訪問指導員が毎月全小・中学校を訪問し、不登校児童生徒の状況確認や学校への助言を行っており、体制が整うよう努めている。

問 7 請願の項目に「実態把握を含めた検討」とあるが、情報発信や保護者の居場所づくりなども含めて、まずはフリースクール等利用家庭への支援の在り方について実態把握を行い、検討を進めてほしいということか。 答 7 (紹介議員A) 教育機会確保法やCOCOLOプランの趣旨を踏まえ、子どもの学ぶ権利を第一に考えながら、実態を把握してほしいと考えている。	
委員間討議	なし
討 論	なし
審 査 結 果	採択 (全員一致)

